

川崎市公告第1266号

公募型プロポーザル方式の実施について次のとおり公告します。

令和7年8月22日

川 崎 市 長 福 田 紀 彦

1 件名

地域相談支援センター運営業務委託

2 業務概要

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項に規定する障害者相談支援事業を実施する地域相談支援センター運営業務を実施する。

3 募集する地域相談支援センターの担当区、箇所数及び担当エリア

区	箇所数	担当エリア
多摩区	1 か所	多摩区（ただし、区内で担当地区を設定。）

4 委託内容

地域相談支援センターは、障害者ケアマネジメントを含むソーシャルワーク等の技法を活用して、障害者等の地域における基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい生活の支援を行うため、次の各号に掲げる事業を実施するものとします。

- (1) 障害種別及び年齢等を問わない総合相談
- (2) 支援に繋がっていない障害者等への支援
- (3) 福祉サービスの利用支援
- (4) 社会資源を活用するための支援
- (5) 社会生活力を高めるための支援
- (6) 地域の関係者・関係機関等とのネットワークづくり
- (7) 障害者支援施設及び精神科病院等からの地域移行及び地域定着のための支援
- (8) 権利擁護のために必要な支援
- (9) 災害時における障害者の避難等に関する支援
- (10) 専門機関の紹介
- (11) 地域自立支援協議会への参画
- (12) 区サービス調整会議及び区相談支援調整会議への参加
- (13) その他、地域の相談支援体制の整備・充実に関する業務

※その他、委託内容の詳細は（別紙1）「仕様書」を参照してください。

※令和8年度以降は本委託業務とは別に、健康福祉局障害計画課から法第20条第2項の規定により実施する障害支援区分認定調査に係る業務を委託する予定です。

5 委託契約期間

契約締結日から令和8年3月31日

※市がその業務の実施につき著しく不適当と認めた場合又は法及びこれに関連する政省令等に定める事項に違反した場合は、委託契約期間の満了日以前に契約を解除する場合があります。

※次年度以降は、原則として年度ごとに市と受託法人との間で委託契約を取り交わすこととします。ただし、川崎市議会定例会において、当該委託に係る予算の議決が得られないときは、契約事務手続きは行いません。

6 委託料概算額

12,738,000 円以下（消費税及び地方消費税課税事業）

7 応募資格

社会福祉法人、医療法人、公益財団法人、公益社団法人又は特定非営利活動法人その他市が適当と認めた法人（営利法人を除く）であって、中立・公正な運営を行うことができ、かつ、次の要件を満たす法人とします。

- (1) 契約締結日において、指定特定相談支援事業又は指定一般相談支援事業を行っていること、または令和7年度中に指定特定相談支援事業又は指定一般相談支援事業を行うことができること。
- (2) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指定停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 法人又はその代表者が市民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 川崎市の入札契約における暴力団等排除措置要綱の別表各号に掲げる要件に該当しないこと。

8 参加意向申出書

(1) 提出場所

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎12階

川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室

電話：044-200-3945 FAX：044-200-3926

電子メール：40keasui@city.kawasaki.jp

(2) 提出期間

令和7年8月22日（金）～令和7年8月29日（金）

午前8時30分から正午まで及び午後1時から5時まで（土、日、休日を除く）

(3) 提出書類

ア 参加意向申出書（様式1）

イ 応募資格を有していることについての申立書（様式2）

ウ コンプライアンス（法令遵守）に関する申告書（様式3）

エ 誓約書（様式4）

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。）

※郵送の場合は提出期間内必着

※持参の場合は、事前に電話連絡をお願いします。

(5) 提案資格確認審査

提案資格の審査結果は令和7年9月4日（木）に電子メールで「提案資格確認結果通知書」を送付します。

9 質問の受付・回答

(1) 照会窓口

8(1)と同じ

(2) 質問受付期間

令和7年8月22日（金）～令和7年8月29日（金）

(3) 質問受付方法

質問は電子メールにて提出（メール本文又は Word、Excel 又は PDF 形式）

質問受付メールアドレス： 40keasui@city.kawasaki.jp

メール件名：【質問】地域相談支援センター設置・運営法人募集に関する質問

(4) 回答方法

令和7年9月4日（木）に原則として参加資格を有する全ての法人等に対して電子メールで送付します。

10 応募書類等の提出

(1) 提出場所

8(1)と同じ

(2) 提出期間

令和7年9月4日（木）～令和7年9月11日（木）

午前8時30分から正午まで及び午後1時から5時まで（土、日、休日を除く）

(3) 提出書類

ア 全ての法人が提出

(ア) 障害福祉サービス等の実施状況（様式5）

(イ) 企画提案書（様式6）

(ウ) 見積書（様式7）

(エ) 法人の理念や事業内容等がわかる資料（パンフレット等）

イ 令和7年8月1日時点において川崎市から基幹相談支援センター又は地域相談支援センターの業務委託を受けていない法人のみ提出

(ア) 定款又は寄付行為

(イ) 履歴事項全部証明書（申請時から3か月以内に発行されたものの原本）

(ウ) 印鑑証明書（原本）

(エ) 役員名簿（任意様式、応募時点のもの）

(オ) 決算書（財務諸表）（直近2か年分）

(カ) 指定一般相談支援事業所又は指定特定相談支援事業所の運営にあたり都道府県知事又は市町村長から指定を受けたことがわかる書類の写し

（指定を受けている場合のみ）

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。）

※郵送の場合は提出期間内必着

※持参の場合は、事前に電話連絡をお願いします。

11 プレゼンテーションの実施

企画提案法人には、次のとおりプレゼンテーションを実施していただきます。

(1) 開催日時及び開催場所

令和7年9月24日（水）

※プレゼンテーションの開催時間、開催場所及び発表時間については、企画提案法人に別途通知します。なお、プレゼンテーションの出席者は最大3名までとします。

(2) プレゼンテーション内容等

事前に提出した企画提案書（様式6）に基づき、説明をしていただきます（10分）。

その後、質疑応答を行います（10分）。

※パソコン、マイク・プロジェクター等は使用できません。

12 選定方法

(1) 審査及び決定

委託法人の選定は、川崎市障害者相談支援センター設置・運営法人選考委員会の審査を経て選定します。

(2) 選定基準

企画提案の評価は、「川崎市地域相談支援センター設置・運営法人選定基準」に基づき、項目ごとに数値化して採点し、合計点数の最も高い得点を得た法人を本委託業務の選定法人とします。

(3) 選定結果の通知及び公表

選定結果については、令和7年10月上旬に全ての応募法人あて郵便にて文書で通知するとともに、川崎市ホームページで公表します。

13 その他

(1) 提出書類

様式が指定されている提出書類については、川崎市のホームページからダウンロード（「プロポーザル実施要項」及び「仕様書」、「川崎市地域相談支援センター設置・運営法人選定基準」も同様にダウンロード可能）して作成してください。また、提出された書類は返却いたしません。

(2) 提出書類の作成及び提出に要する費用負担

応募者の負担とします。

(3) 契約書作成の要否

要します。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則は、川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」の契約関係規定において閲覧することができます。

(5) 本委託契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨